生活保護法による介護機関の指定......

政健

껃

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し......

軽油引取税に係る特約業者の指定.....

(税

課) :

:

告

示

目

次

右右右右

地域森林計画変更の公表.

地域森林計画の公表...... 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

(医療薬務課) ...

政

課 :

:

青森県指定金融機関等の指定の一部改正..... 飼料の試験の結果の概要......

(経

理 産

:

う事業所の名称及び所在地変更の届出..

(障害福祉課)

:

同

: :

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行

右

同 同

右

建設業者の許可の取消し.....

県中

同

:

九

同同同

: :

平成十

第二千七百二十九号

公印の作成及び廃止

(職員福利課) ... 10

教育委員会

(月曜日) 一月十五日

青森県告示第十六号

示

則第六十一号)第十四条の二第二項前段の規定により告示する。 行った旨の通知があったので、 府知事、兵庫県知事、奈良県知事、鳥取県知事、愛媛県知事、高知県知事、 埼玉県知事、東京都知事、新潟県知事、石川県知事、福井県知事、三重県知事、大阪 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第七百条の六の四第二項の規定によ 北海道知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事、福島県知事、栃木県知事、 大分県知事及び沖縄県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を 青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規 福岡県知

平成十九年一月十五日

同同同同

...

:

:

Ħ. Ħ. Ŧi.

青森県知事

Ξ

村

申

磐栄通商株式会社	進藤桂	ス株式会社 若松フュエルサービ	株式会社	会社・エル株式	株式会社マルトク	氏名又は名称
——— 田 村		若松	川村	杉澤	涌井	代表
功		寿樹	大彦	達史	徳太郎	代表者の氏名
字山ノ神四六の六福島県いわき市鹿島町走熊	通六六の一山形県酒田市大字広野字中	下細越一の五秋田県大館市比内町笹館字	三の三の一六宮城県仙台市青葉区一番町	西九丁目一〇〇八 北海道札幌市中央区南四条	一〇〇の一 北海道厚岸郡厚岸町字港町	所在地主たる事務所又は事業所の
一 八 严 一	14.11.	中 四   11	  	一八・九・一	<b>一平</b> → 成 = 一	年指 月 日定

	二〇の二三福岡県北九州市若松区桜町	保武	中川	双葉石油株式会社
	八八七の六の八十二の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	譲	秋本	有限会社秋本石油
	〇の一八一愛媛県新居浜市中須賀町一	公英	森實	社新居浜シェル株式会
	二の一八鳥取県鳥取市南安長一丁目	富士男	出	会社大森自動車整備株式
	二三五〇 奈良県宇陀郡室生村三本松	誠志	杉中	株式会社杉中石油
	奈良県奈良市元興寺町一〇	徹	増尾	学校 株式会社奈良自動車
示	兵庫県姫路市木場一一七〇	歌奈女	三木	三木産業株式会社
六	九年県南あわじ市湊一三四	晴美	勢戸	新屋石油株式会社
	野筋一の一の四三大阪府大阪市阿倍野区阿倍	千秋	西澤	ミディ総合管理株式
	三重県津市桜田町七の六	孝幸	藤田	株式会社
1ψ•	の三一の三一の三一の三一の三一の三一の三一の三一の三十の一番にある。	康隆	田中	田中石油株式会社
六	の二石川県白山市月橋町五〇一	外美雄	幸 才	ユー サイ石油株式会
一六	六の三六の三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	弘	田臣	株式会社ジューミ
六	東京都調布市小島町一の三	章	平田	流通システム 株式会社キューソー
7.	東京都八王子市左入町七五	良夫	萩原	ハギワラ 株式会社カー ライフ
示	橋三の二三八の一橋三の二三八の一橋三の二三八の一	勝年	井上	井上油商株式会社
	の七埼玉県秩父市中宮地町ニー	敏	星 野	有限会社星野商会
	栃木県佐野市築地町五の一	光男	谷	協和株式会社

有限会社千樹	日商石油株式会社	株式会社小倉興産エネルギー	株式会社JOMOネッ
南	諌 山	石 井	稲 永
千 恵	敏也	俊孝	昇
の一沖縄県沖縄市登川三四一○	大分県日田市天神町四三の	野二丁目一四の一福岡県北九州市小倉北区浅	一丁目三の一〇福岡県福岡市博多区半道橋
‡   ii   1	中     一 二   五	\( \dagger = \)	

## 青森県告示第十七号

十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第二項後段の規定により告示する。書の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則(昭和三事、奈良県知事、岡山県知事、徳島県知事、福岡県知事、佐賀県知事、長崎県知事、原県知事、東京都知事、新潟県知事、福井県知事、山梨県知事、長崎県知事、市、大阪府知事、長崎県知事、東京都知事、新潟県知事、福井県知事、山梨県知事、長野り、北海道知事、岩手県知事、秋田県知事、山形県知事、茨城県知事、群馬県知事、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第九項の規定によ地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第九項の規定によ

平成十九年一月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

サン石油株式会社	野口産業株式会社	石木田物産株式会社	株式会社サカモト	株式会社中浜商店	氏名又は名称
三代 半次郎	野口三郎	石木田 礼三郎	佐々木 昌子	高橋雅行	代表者の氏名
七 茨城県水戸市水府町一五四	三の一七山形県天童市鎌田一丁目一	一七四十七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	六の一四二の一二岩手県下閉伊郡山田町船越	北海道函館市銭亀町二	所在地  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・
一个手	一个一三	ネペニ	一个	一平 ・成 ・売	年指 月取 日

ジョン 株式会社オイルヴィ	中央興産株式会社	会 株式会社棚倉石油商	社クラウン石油株式会	寺内商事株式会社	有限会社田村石油	ルセンター 有限会社ネモトオイ	有限会社新行内石油	株式会社チバネン	柏三協株式会社	有限会社福聚商会	株式会社飯豊	有限会社大和屋商店	双葉石油株式会社	株式会社金井商店	石田石油有限会社	有限会社柿沼油店	株式会社日協
早山 康之	宇田川富美子	松本精二	町田利夫	寺内 米太郎	田村満広	根本源之助	新行内秀三	青木保	染谷 一美	岩立 昴久	飯豊周二	田島孝文	田中秀和	金井崇	石田清六	柿沼一郎	長谷川孝
新潟県新潟市寄居町七〇六	ーの二〇 東京都江戸川区松島一の四	の二〇東京都足立区六月一の一五	六の一一東京都荒川区南千住二の一	八の一二東京都千代田区東神田一の	一 千葉県袖ヶ浦市蔵波二六一	千葉県鴨川市天津一五一七	千葉県旭市ニー六六一	千葉県富里市美沢八の一	千葉県柏市根戸四八三	の一一の二一	一の一六 千葉県千葉市中央区港町一	九二 埼玉県入間郡越生町越生七	五 群馬県太田市本町四四の三	の五群馬県伊勢崎市境栄一九六	三九群馬県沼田市東原新町一八	九の三群馬県館林市大島町五三四	――の五 茨城県日立市城南町―丁目
中	1小 六三0	14.11.11	一个八三	一八一三三	一个七三		一个个三	"	一个手	"	1<- 110	   デー   -	14. 长间	八	11.   1.	14-11-110	一八,四,七

株式会社コンドウ	会社を対象を	坪内株式会社	第一石油株式会社	セイビ興産株式会社	株式会社鈴商	十三燃料株式会社	春日石油株式会社	トサービス 株式会社アポロオー	株式会社大受石油	西田稔	衣浦興産株式会社	野村石油株式会社	株式会社野川商店	株式会社ミツミ	山本博政	田辺利政	上木石油株式会社
近藤	森田	坪 内	芝田	西 尾	鈴 木	小畑	井 上	吉田	安藤		渡辺	野 村	野川	柏原			上
頼活	恵司	和夫	タルコ	公巨	政司	博資	尚典	芳春	治		裕雄	幸雄	修身	靖			弥
の一二   大阪府寝屋川市春日町二二	の三大阪府四條畷市雁屋西町四	一丁目四の一大阪府大阪市中央区南新町	中二丁目一五の一七大阪府大阪市淀川区三津屋	丁目三の八大阪府大阪市中央区谷町五	五の五大阪市港区波除六の	丁目一二の二一大阪府大阪市東成区中道四	大阪府交野市私市二の四四	二の八の一二 大阪府大阪市鶴見区今津北	条下る東寺東門前町六六京都府京都市南区大宮通八	三重県伊賀市上阿波一〇六	北浜田三〇の一		静岡県御前崎市合戸九一六	〇の一〇	二七〇〇の二山梨県南巨摩郡南部町福士	五六二の一山梨県甲州市塩山下小田原	の七福井県越前市押田二の一〇
	八   一三	一八・ <u> </u>	14- 2-110	一小	一些三六	一八 亭三	八・ ・三	14. 11.11	一八三三	14.   1.	111-111	1111-01-41	    	· □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	"	1七・ 九・三0	一

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、青森県告示第十八号

コザ昭石有限会社

宮城

の一六沖縄県沖縄市越来三丁目八

一
・
・
・
・

平成十九年一月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

ター サー ビスセン あい接骨デイ
はなしょうが、人保健施設の東通村介護を
ム 景 護 楓 荘 人
ー 黒石ケア:
テーショ
ムグ みルー まプ
サービスと
名
居宅

スト 有限会社アシ
の東弘前市大国 三丁目一六 一六
訪 問 看 護
ストョンアシンアシ
五先弘 三丁目 四の の

特定福祉用具販売事業者

特定福祉用具販売事業所

年指 月 日定

## 青森県告示第十九号

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成十九年一月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

有限会社サンラ	団 森社会福祉振興 社会福祉法人青	名称	居宅介護支
月三三の五 八戸市沼館二丁	むつ市十二林一	所 在 地	又援事業者
八戸介護相談セ	ー 介護相談センタ みちのく荘柳町	名称	居宅介護士
目三三の五 八戸市沼館二丁	目三の六むつ市柳町二丁	所 在 地	支援事業所
一八五十二	六平 <b>∴</b> 成 ・	年 月 日	指定

## 青森県告示第二十号

第五十五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成十九年一月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

Ħ	
森	
県	
告	
示	
第	
_	
+	
<del>.</del>	
믁	

護扶助のた	:森県告示第二十一号	ー ビス	名
ための介 田和	<u>第</u> 十十一		称
護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の	告示第二十一号	五 朝日山九二の 五所川原市金木	所 在 地
(四十四号) 第五+		ー ビス	名称
おり指	}	五町五 朝所	所
次のとおり指定した。第五十四条の二第一	}	1 朝日山九二の 所川原市金木	在
ので、	}		地
ので、同法第五十項の規定により、	}	一平 一 二 二	年月日
+ 7			

五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年一月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

愛の園 祖 社 会福 祉 法 人	会 テーション 財団法人シル	産業 業 会社正木	会 株式会社幸友	サービス 株式会社ケイ	名称	介護予防
の町上 一字北 前田 田二辺地 三地	四山原八 一木戸 〇字市 の八大字 四郎河	町九三の 浜町字三 原東 東東東郡外ヶ	○町字三大字票 の六三 ツ沢 ア で で で で で で い い い い い に り い に り い り れ り り り り り り り り り り り り り り り り	二木五 の朝 田 田 山 九 九	所 の 所 在 事 務	事業者
訪介護 門 介護 変防	訪問 問 看 養 防	生応認介 活型知護 介共症予 護同対防	訪問 問 看 護 防	貸福介 与祉護 用予 具防	0	事介 養護 予 重防
ンひかり 一ステーショ での園へルパ	ポートみさわ かっこう	グルー プホー	せョンしあり 問看護ステー あじがさわ訪	サー ビス	名称	介護予
の町上 一字前郡 田二辺 三地	九の一〇四一〇四一〇四一〇四一〇四一〇四一〇四一〇四一〇四一〇四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	ー ヶ丘二〇 浜町字三 三 八の桃 の水ケ	〇 の 京三 大 学 野 大 学 舞 男 天 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男	二 の 五 明 明 日 山 九 金	所 在 地	防事業所
一 八 四 一	一八• 九•二九	\( \cdot \)	<u> </u>	一 一 一 二 二 二	月	指定

ツ 有限会社ルー	有限会社アシ	医療振興協会	"	報徳会祖法人	"	"	光仁会福祉法人	御幸会 社会福祉法人
神町北津 一大字軽 四一泉中 一字泊	の 東四丁目一六 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	目六の 原 京 の 三 二 丁 て 代 田 二 丁 田 二 丁	"	六坂 字池田 一三 三赤	"	"	内字竹立九 むつ市大字奥	町二一の三内
訪問 問 介護 予	訪介 問護 看予 護防	シビ訪介 ョリ問護 ンテリア ー 八防	活入特介 介居定護 養者施予 生設防	生応認介 活型知護 介共症予 護同対防	生短介 活期護 介入 護所防	訪問 問 所 護 防	通介 所 介 護 防	"
なみ ーションやま まこう	ストョンアシ	はなしょうぶ 人保健施設の 東通村介護老	ム景楓荘 概荘・	ートセンター 黒石ケアサポ	"	ホーム恵光園特別養護老人	ー ビスセンタ 恵光園デイサ	テーション ムヘルパース
一神町大津 一神大学郡 四四字 の字	五先弘 三丁目四の の	里一七の二字 下北郡東通村	黒石市末広五	六	"	内字竹立九むつ市大字奥	の三竹内一一	二目一八〇のの
小  -		    -  -  -  -  -	1410. 1	.   .	"	"	一	14:1: 1

青森県告示第二十二号

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二十三号

友会 社会福祉法人幸

宮一九三三 大字田茂木字若 北津軽郡中泊町

支援センター中泊町地域包括

七〇の一 大字中里字宝森 中国字宝森

一平 一成 ○ 名

称

所 在 地

名

称

所

在

地

年指 月 日定

地域包括支援センター

介護予防支援事業所

介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したの生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成十九年一月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

で

同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

<u> </u>	二金の木	 	五町五 朝所	会社ケイサ	ー 株式 ス 社	五 朝日山九二の 五所川原市金木	社ケイサ	ー 株 ビ式 ス 社
年月日	地	在	所	称	名	所 在 地	称	名
指定	州元	用具販売	業福祉	介護 等 予 ※防	事特定	素 福祉用具販売 者	護予防業院	事特定

青森県告示第二十四号

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分に対する過不足量等を示す。

 $\cong$ 

日本配合飼料株式会社塩釜工場 宮城県塩釜市港町一丁目8	l Ŧ	光口华/8851四代 株式会社//戸工場 //戸市大字河原木字	日本ヘルサーの	製造事業場等の 名称及び所在地
株式会社イチ ノウ 八戸市大字長 苗代字谷地11 の3		同左		収去場所
日配肉用牛肥育用配合飼料 スーパー黒べこ後期	くみあい配合飼料 ニューアクティブ B	くみあい配合飼料 IPチキン仕上	くみあい配合飼料 たまご工房	節
18.12	18.12	18.11	18.11	製造年月
12.0	16.8	19.0	18.3	組たん白質%
2.7 0.71	4.3 0.68	6.8 0.96	5.9 4.27	粗脂的の
0.46	0.52	0.68	0.63	震 こ ソ %
4.1	2.9	2.0	2.9	出 鎖 徭 <sub>%</sub>
3. -	4.2	5.2	13.1	粗灰分。
				果 輝 発 性 塩基性窒素 %
				の水溶性窒素。
				ペプシン消化率%
	78.0			。 Z D H
		3,200	2,800	M M kcal/kg
14.0	14.0	12.5	11.7	その他を後ろか
				違反の内容

変更後	変更前	変更後	変更前		<u>₹</u>
<u>E</u>	母法社 引人会 藤福 聖祉	スフ † !	アハ株 ナー式 ト会 ごケ社	名称	事指定障害
	丁目七の一 青森市奥野三	ツクリーン	ブニ青 二青森市 リーロの リーロの リーロの リーロの リーロの リーロの リーロの リーロの	所の所在地 主たる事務	業者
	援共 助同 生 活		のサ障 種   害 類 ビ福 ス 社		
八藤 ウヨゼ フ	ウヨホグ スゼール フムー 八藤プ	スフ † !	名称	を障害福祉	
	丁目八の一 青森市 奥野 三	ッグリー 二丁目四の二 号イイ イ	ー	所 在 地	う 事 業 所祉サービス事業
		-/. -/. -	て平 一成 -	年月日	变 更

## 青森県告示第二十五号

飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表す 第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十八年十二月六日及び七日収去させた 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号)

**ర్థ** 

平成十九年一月十五日

青森県知事 Ξ 村

申 吾

県

平舘支店

青

森

公

告

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年一月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

青森県告示第二十六号

### (8)

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号 (青森県指定金融機関等の指定)

<u>ග</u>

兀

契約の相手方を決定した日

五

平成十八年十二月二十六日

Ξ

契約の方法

随意契約

- 部を次のように改正する。 平成十九年一月十五日
- 第二号の表中
- 蟹田支店 青森県信用漁業協同組合連合会
- 外ヶ浜支店 青森県信用漁業協同組合連合会
- 師宮本 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中

に改め、

師宮本

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中

を

七

随意契約の理由

億七千五百八十七万五千円

青森県知事

Ξ

村

申

吾

東京都千代田区紀尾井町三の二七

株式会社自治体病院共済会 契約の相手方の名称及び住所

六

契約金額

青森県信用漁業協同組合連合会 | 東津軽郡外ヶ浜町字平舘今

津尻高

を削る。

八

八号の規定を適用したものである。

ため、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の二第一項第

般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がない

契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたもの

入札の公告を行った日

九

平成十八年十月二十日

地域森林計画の公表

条第六項の規定により公表する。 なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに中南地域県民局地域農

計画区に係る平成十九年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、

同法第六 津軽森林

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第一項の規定により、

林水産部及び西北地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

CRシステム一式 物品の名称及び数量

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理調達課

地域森林計画変更の公表

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第四項の規定により、東青森林

青森市東造道二丁目一の一

県 報 青 森 第2729号

六条第六項の規定により公表する。 計画区に係る平成十八年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、 同法第

事務所に備え置いて縦覧に供する。 なお、 当該変更後の地域森林計画は、 青森県農林水産部林政課及び東地方農林水産

平成十九年一月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

兀

Ξ

五

地域森林計画変更の公表

法第六条第六項の規定により公表する 森林計画区に係る平成十七年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第四項の規定により、三八上北 同

局地域農林水産部及び上北地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。 なお、 当該変更後の地域森林計画は、 青森県農林水産部林政課並びに三八地域県民

平成十九年一月十五日

Ξ 村 申

青森県知事

吾

地域森林計画変更の公表

六条第六項の規定により公表する。 計画区に係る平成十六年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第四項の規定により、下北森林

地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する なお、当該変更後の地域森林計画は、 青森県農林水産部林政課及び下北地域県民局

平成十九年一月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

建設業者の許可の取消し

( 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業者 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十九年一月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

- 商号又は名称 株式会社司建装
- 代表者の氏名 吉田
- 主たる営業所の所在地 弘前市大字青山一丁目一三の二
- 許可番号 青森県知事許可 般 <u>八</u> 第一一五二五号
- 取消年月日 平成十八年十二月十五日
- 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十八年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年一月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

- 商号又は名称 八木橋装建
- $\equiv$ 氏名 八木橋 俊行
- 主たる営業所の所在地 弘前市大字高杉字長谷野七七の二
- 許可番号 青森県知事許可 (般 一五)第二〇〇二二二号

兀 Ξ

五

- 取消年月日 平成十八年十二月二十五日
- 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十七年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

公

印 の 名

高等養護学校長印 青森県立青森第一

### 教 育 委 員

# 青森県教育委員会告示第一号

六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号) 第九条の規定により告示する。 同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程 (昭和三十 平成十九年一月十四日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十九年一月十五日

平成十九年一月十五日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) — 県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

称 声点是点点 音響一高音 透過調整 及 び 印 影 高等養護学校長印 青森県立青森第一 公 印 の 名 称 及 び 印 影